

I .相続の基本

相続税の計算方法の基本

SMART THINK
税理士法人 スマートシンク

税理士法人 スマートシンク

代表税理士 菊地 則夫

社員税理士 宿谷 紫

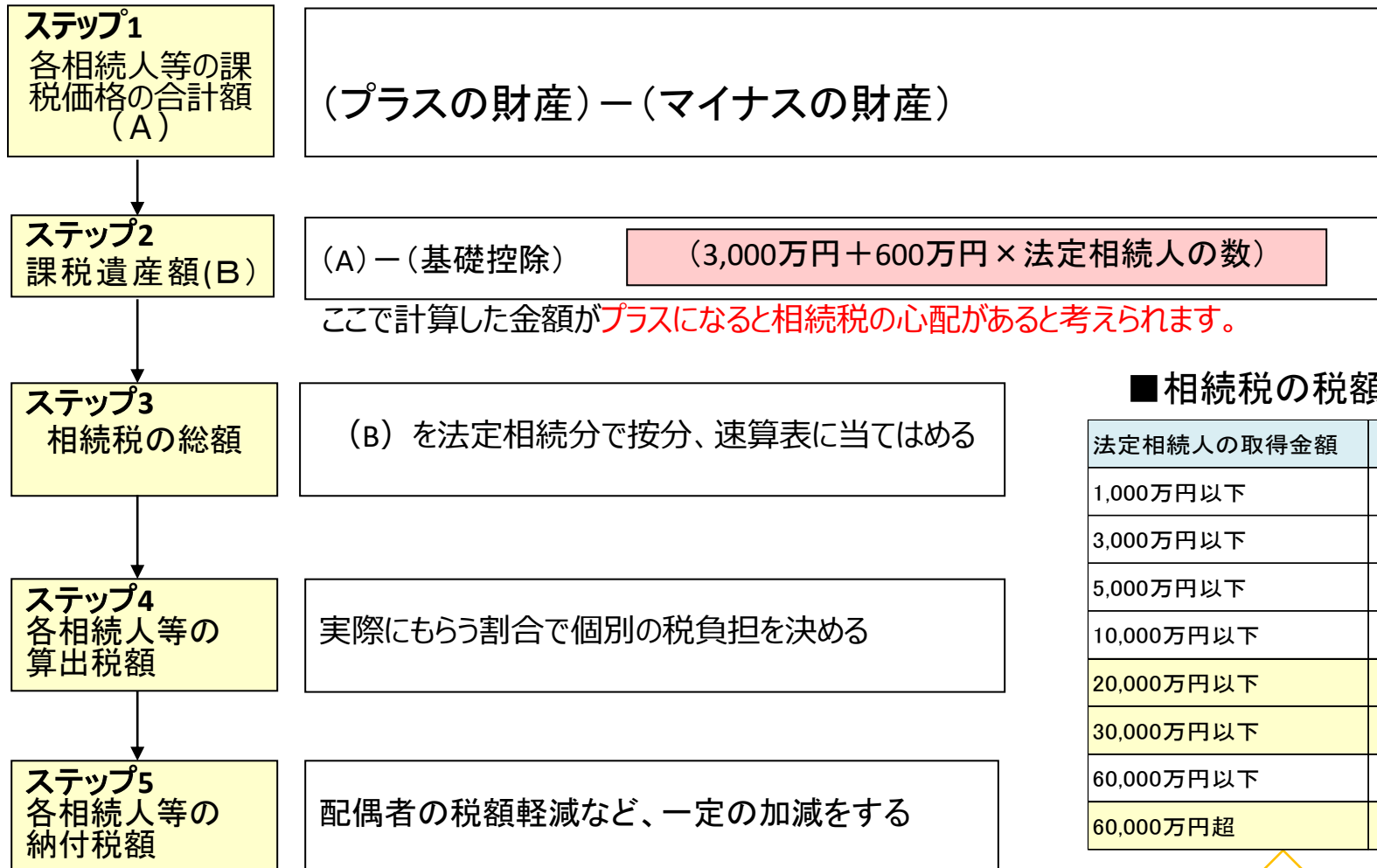
税理士 山内 孝宏

税理士 漆谷 耕太



1. 相続税の計算方法

1. 相続税の計算構造（簡易版）



改正

ここで計算した金額がプラスになると相続税の心配が考えられます。

■ 相続税の税額表

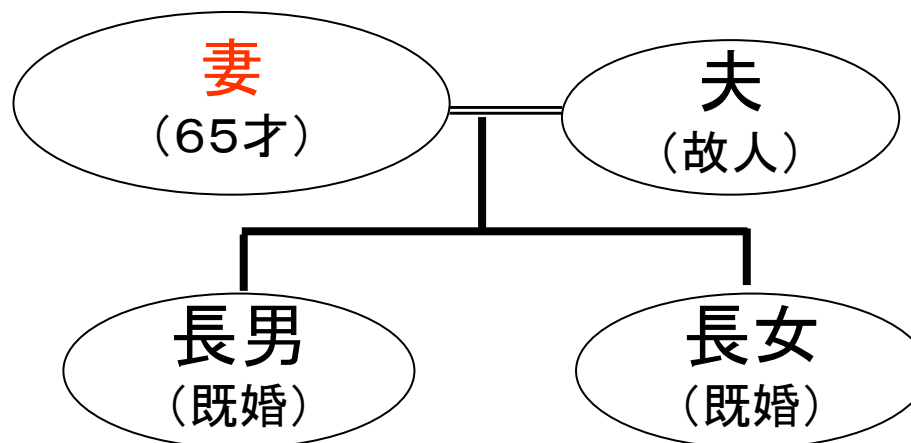
法定相続人の取得金額	税率
1,000万円以下	10%
3,000万円以下	15%
5,000万円以下	20%
10,000万円以下	30%
20,000万円以下	40%
30,000万円以下	45%
60,000万円以下	50%
60,000万円超	55%

改正

財産の状況

土地	:	約250m ²	評価額	75,000千円
建物	:	約180m ²	評価額	1,000千円
土地・建物用途		ご自宅、空家		
現金・預金等	:		評価額	49,000千円

家族の状況



相続税の計算：具体例

① 財産評価

自宅土地	地積(m ²)	利用状況	路線価 (円/m ²)	評価額(千円)
	250	自宅敷地	300,000	75,000
自宅建物	2棟合計			1,000
その他	現金・預貯金・動産等			49,000
合計				125,000

(単位:千円)

② 相続税額

課税価格	125,000	小規模宅地非適用
基礎控除	42,000	* 法定相続人2人
課税遺産総額	83,000	
相続税額の計算	長男・長女の相続税 $83,000 \times 1/2 = 41,500$ 長男 $41,500 \times 20\% - 2,000 = 6,300$ 長女 $41,500 \times 20\% - 2,000 = 6,300$	
相続税額の合計	12,600	

(注)相続人が法定相続分で取得したものとした場合で計算

1. 相続税の計算方法

2. 相続税制の改正

平成27年以降の相続から適用

・・・基礎控除額が**4割も減少**、課税対象者が急増する!?

平成26年以前

$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

平成27年以降

$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

(例) 法定相続人が妻、娘、息子の合計3名の場合

財産	債務	財産	債務
土地 建物 預貯金 有価証券 etc...	借入金 葬式費用 etc...	土地 建物 預貯金 有価証券 etc...	借入金 葬式費用 etc...
	基礎控除額 5,000万円 + 1,000万円 × 3人 = 8,000万円		基礎控除額 3,000万円 + 600万円 × 3人 = 4,800万円

課税

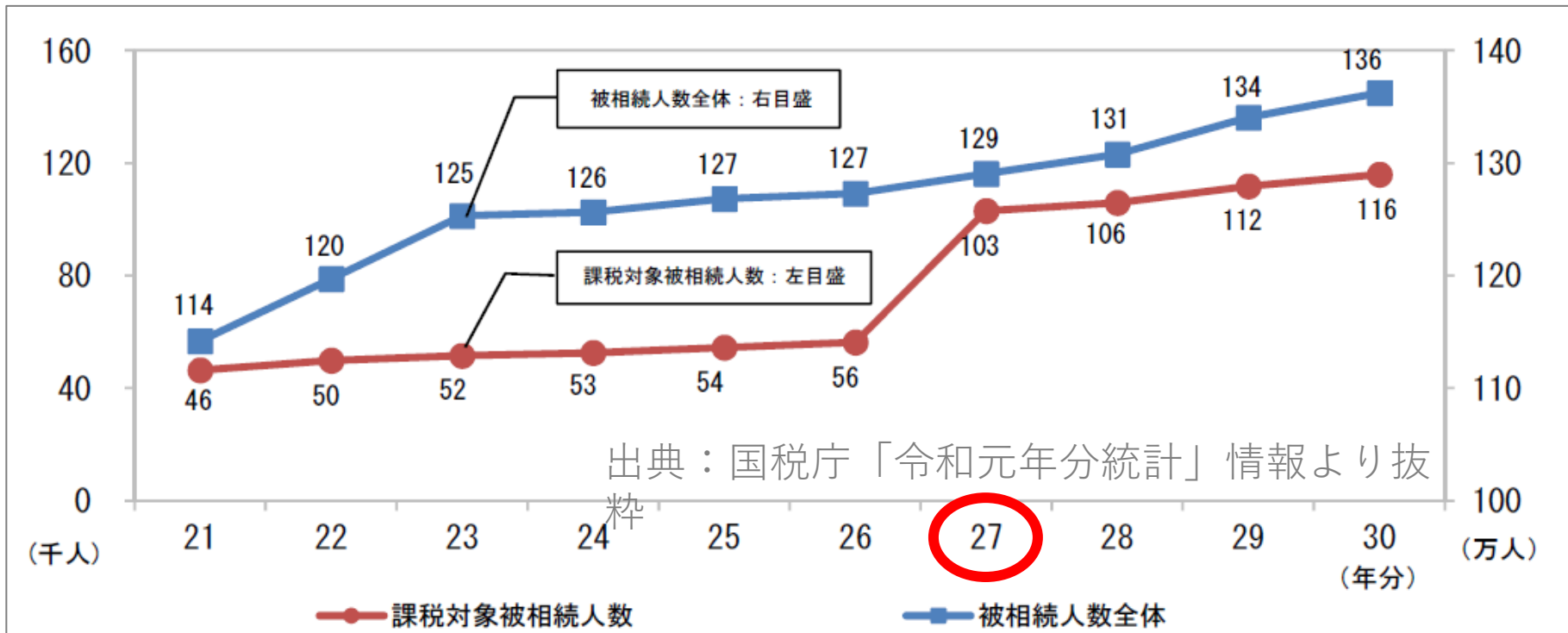


1. 相続税の計算方法

3. 相続税増税の影響

■ 相続税の課税対象相続人数が一気に倍に！！

被相続人数の推移（2019年）



平成27年基礎控除減少が想像以上に相続税を押し上げている！！

1. 相続税の計算方法

3. 相続税増税の影響

都市圏の課税割合は全国平均の更に倍に！！

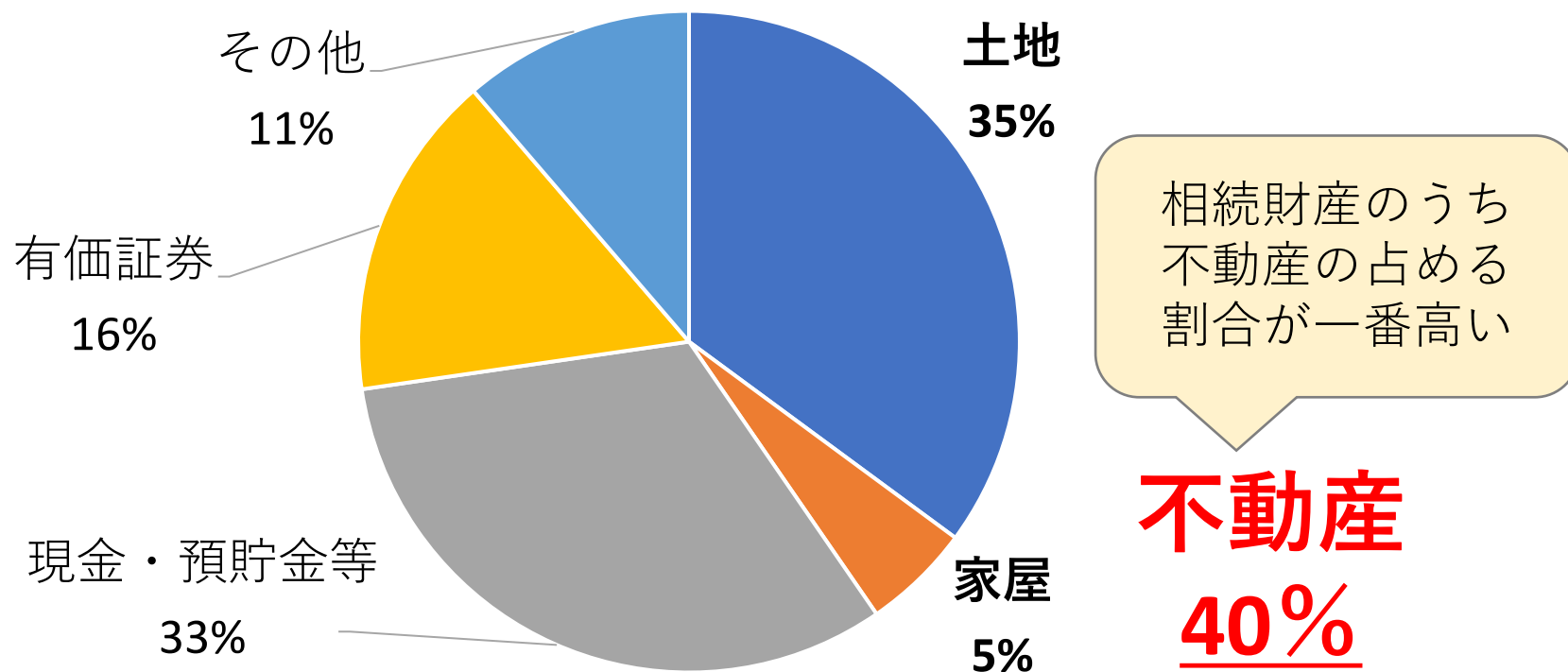
都道府県別、相続税の課税割合(平成30年)

順位	都道府県	課税割合	順位	都道府県	課税割合	順位	都道府県	課税割合
1	東京	16.7%	17	岡山	7.3%	33	高知	5.2%
2	愛知	14.3%	18	石川	7.3%	34	福島	5.0%
3	神奈川	13.3%	19	三重	7.2%	35	鳥取	4.4%
4	埼玉	10.2%	20	富山	7.0%	36	熊本	4.4%
5	静岡	10.0%	21	和歌山	7.0%	37	島根	4.3%
6	京都	9.8%	22	長野	6.9%	38	北海道	4.3%
7	奈良	9.6%	23	山梨	6.9%	39	大分	4.3%
8	兵庫	9.2%	24	徳島	6.8%	40	岩手	4.2%
9	千葉	8.9%	25	栃木	6.7%	41	山形	4.1%
10	大阪	8.7%	26	愛媛	6.4%	42	佐賀	4.1%
11	岐阜	8.4%	27	沖縄	6.3%	43	宮崎	3.7%
12	広島	8.3%	28	茨城	6.1%	44	鹿児島	3.3%
13	香川	8.2%	29	福岡	5.9%	45	長崎	3.2%
14	福井	8.1%	30	新潟	5.9%	46	青森	2.7%
15	群馬	7.8%	31	山口	5.8%	47	秋田	2.6%
16	滋賀	7.7%	32	宮城	5.6%	全国平均		8.5%

出典：国税庁統計情報より抜粋

4. 項目別の相続財産割合

令和元年 項目別の相続財産割合



出典：国税庁「令和元年分 統計情報より抜粋

1. 相続税額の2割加算

- ①被相続人の一親等の血族（代襲相続人を含む）及び配偶者以外の者
 - ②被相続人の養子となったその被相続人の孫（代襲相続人を除く）
- については、納付すべき相続税は20%加算される。

※かつては孫が養子となれば、子として扱われ、20%加算とはならなかった。現在は孫を1人養子とすれば、相続税の基礎控除が600万円増加し、税率計算上の法定相続分按分も1人分増加する。しかし、その孫の税額は20%増加される。



3.配偶者の税額軽減

《概要》

配偶者が相続した財産が
1.6億円以下

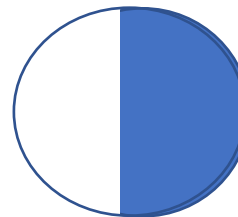


NO



配偶者が相続した財産が
全体の2分の1以下

↳ 相続人が配偶者と子の
場合



NO



YES



YES



配偶者については相続税がかかりません

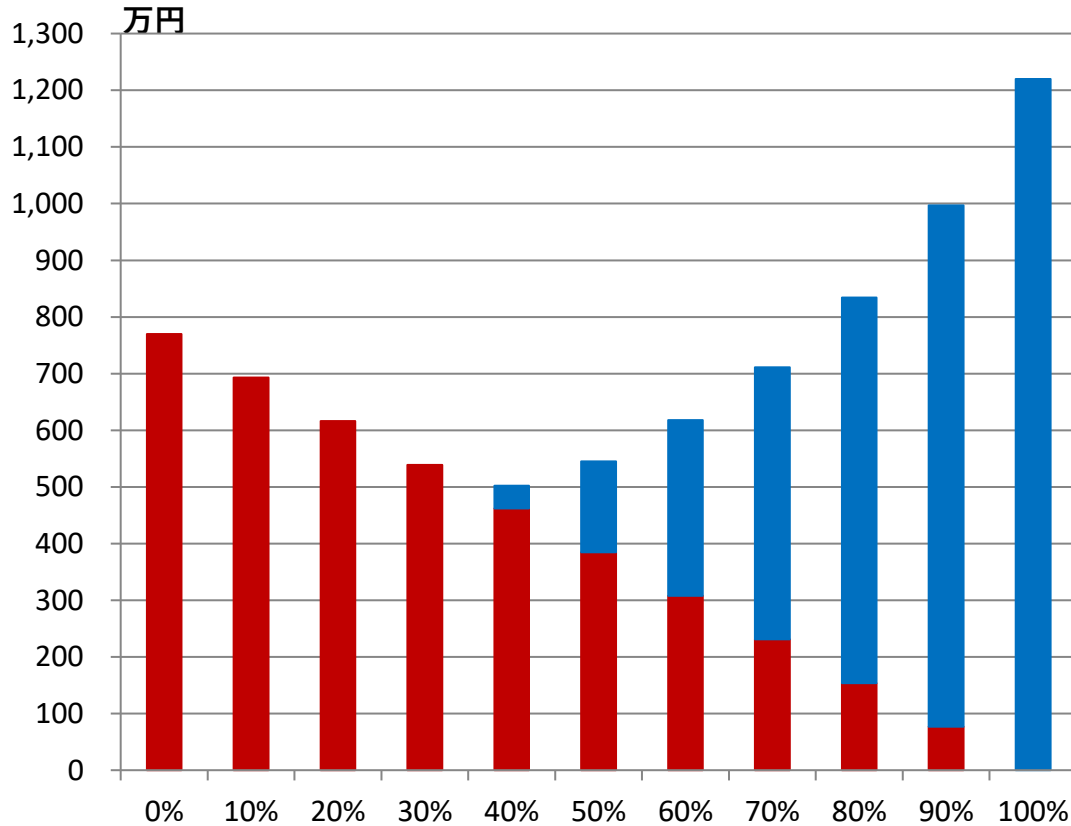
配偶者に相続税がかかります

※2次相続のことを考えると、1次相続で配偶者の税額軽減を
最大限使わないほうがよいこともあります！

3.配偶者の税額軽減

※1次相続と2次相続の資産の増減は考慮していません。

例：被相続人の財産が1億円、配偶者の財産が0円、子が1人の場合



一次相続で配偶者に多くの財産を相続させて、二次相続で多額の税金がかかるケースが多発しています

一次相続の妻の相続割合

二次相続は、①一次相続より基礎控除額が小さい、②配偶者の税額軽減がないことにより、税額が高額になりやすいです。遺言書を作成する際には配偶者の財産も含めて相続割合を決めましょう。

4.その他の税額控除

- ① **未成年者控除** ※2022年4月1日以降に発生する相続の場合は18歳
10万円 × (20歳※ - 相続開始時の年齢)
- ② **障害者控除** ※2022年4月1日以降に発生する相続の場合は18歳
一般障害者
10万円 × (85歳 - 相続開始時の年齢)
特別障害者
20万円 × (85歳 - 相続開始時の年齢)
- ③ **贈与税額控除**
生前贈与加算により加算した贈与財産について課税された贈与税額を控除
- ④ **相次相続控除**
今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続人が財産を取得している場合、
一定額を今回の相続税より控除
- ⑤ **外国税額控除**
相続等により外国の財産を取得した場合、その外国の財産についてその国の相続税に相当する税金が課税された場合、二重課税控除のために控除される

1. 相続財産－債務額が基礎控除の範囲内であれば相続税の納税も申告も必要はない。
2. 現金・預貯金は額面の評価だが、土地・建物の相続税評価は低くすることができる。
3. 借入金は債務控除できる。
4. 配偶者の税額軽減は二次相続に注意。
5. 未成年者・障害者控除は扶養義務者間シェア可。

まずは相続が発生したら、だれにいくらの相続税がかかるのか知っておきましょう。いつ発生するか分からない相続のために、早めの準備が肝要です。